

審查基準整理票

処分名	保険料の減額及び免除		
根拠法令名	大津市介護保険条例（平成１８年条例第１３号）	（条項）第２４条第１項	
基準法令名	大津市介護保険条例（平成１８年条例第１３号）	（条項）第２４条第１項・第２項・第３項	
所管部署	健康福祉部 介護保険課 賦課収納係		
標準処理期間	１５日	法定処理期間	－

【審査基準】 ・ 文書の名称 【
・ 掲載図書等 【
・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載

介護保険料の減額及び免除に係る審査基準は、大津市介護保険条例第24条第1項から第3項の規定に定めるとおりとする。

なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。

参 考

【根拠法令】

大津市介護保険条例
(保険料の減額及び免除)

第 24 条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、保険料の全部又は一部を納付することが困難であると認める者に対し、その者の申請により、保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、保険料の減額及び免除について準用する。

3 第1項の規定により保険料の減額又は免除を受けた者は、その減額又は免除の理由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申し出なければならない。

(徴収猶予)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める者に対し、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って、保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、これらに類する場合として市長が認める場合
- 2 前項の規定による徴収猶予を受けようとする者は、その申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請書の提出は、納期の末日前7日までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。